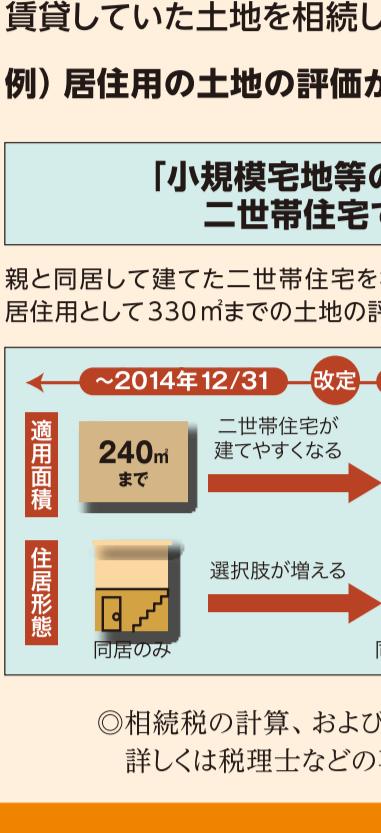


# 家づくりお役立ち情報

## [相続対策・優遇制度]

### 「基礎控除」がポイント! 相続税の簡単なしくみ

2015年より相続税の基礎控除額が60%に引き下げられた影響で、相続税の課税対象者が増えています。相続税は事前に対策を行うことで回避することも可能な場合があるため、節税対策を積極的に活用する方が増えています。



たとえば、法定相続人が妻1人の場合の基礎控除額は3,600万円ですが、妻と子3人の計4人の場合は5,400万円となります。

◎相続税の計算、および小規模宅地等の特例などを活用した節税対策には細かい要件があります。詳しくは税理士などの専門家へご相談ください。

### 最大80%の評価減! 小規模宅地等の特例

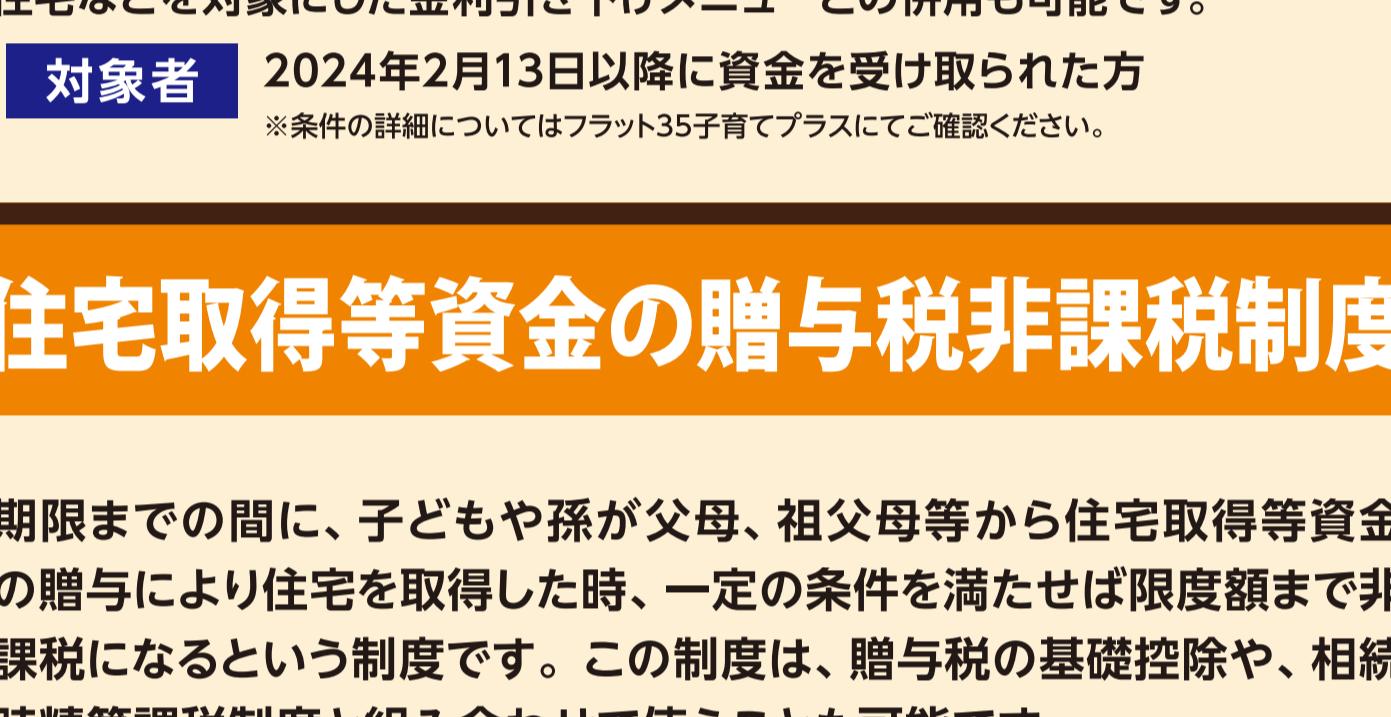
「小規模宅地等の特例」という制度があり、住宅として使っていた土地・事業で使っていた土地・賃貸していた土地を相続した場合、その評価を相続税の計算上50%~80%減額できます。

例) 居住用の土地の評価が1億円の場合▶80%減の2,000万円に!

#### 「小規模宅地等の特例」を二世帯住宅で活用

#### 「小規模宅地等の特例」を賃貸併用住宅で活用

親と同居して建てた二世帯住宅を相続して住み続ける場合、親から相続した宅地で賃貸事業を継続する場合、賃付用として200mまでの土地の評価を50%減額することができます。



◎相続税の計算、および小規模宅地等の特例などを活用した節税対策には細かい要件があります。詳しくは税理士などの専門家へご相談ください。

### 子育て世帯または若者夫婦世帯に嬉しい2つの支援策

#### 子育てエコホーム支援事業

子育て世帯※1または若者夫婦世帯※2が、エコホーム支援事業者※3と契約し、所有者(建築主)自らが居住する床面積50m以上240m以下の長期優良住宅またはZEH住宅を新築する場合、1戸あたり40~100万円を補助します。

※1申請時点において、原則2005年4月2日以降に出生した子を有する世帯です。

※2申請時点において夫婦であり、原則いざれかが1983年4月2日以降に生まれた世帯です。

※3「エコホーム支援事業者」は、建築主に代わり交付申請等の手続きを代行し、交付を受けた補助金を建築主に返元する者として、予め本事業に登録をした住宅事業者です。

#### Point① 長期優良住宅は100万円

ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅については、原則、補助額を50万円/戸とします。

- ①市街化調整区域
- ②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう。)

#### Point② ZEH住宅は80万円を補助

ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅については、原則、補助額を40万円/戸とします。

- ①市街化調整区域
- ②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう。)

#### Point③ 申請手続きと補助金の申請は「住宅事業者」を通じて行う

**対象期間** 交付申請は2024年3月中旬～予算上限に達するまで(遅くとも2024年12月31日まで)となっていますが、  
**お早めの申請をおすすめします。**

※条件の詳細については子育てエコホーム支援事業事務局にてご確認ください。

#### フラット35の金利を引き下げ

子育て世帯または若者夫婦世帯を対象に、住宅金融支援機構が提供する「フラット35」の金利を一定期間最大1.0%引き下げ。長期優良住宅やZEH住宅などを対象にした金利引き下げメニューとの併用も可能です。

**対象者** 2024年2月13日以降に資金を受け取られた方

※条件の詳細についてはフラット35子育てプラスにてご確認ください。

### 住宅取得等資金の贈与と税非課税制度

期限までの間に、子どもや孫が父母、祖父母等から住宅取得等資金の贈与により住宅を取得した時、一定の条件を満たせば限度額まで非課税になるという制度です。この制度は、贈与税の基礎控除や、相続時精算課税制度と組み合わせて使うこともできます。

#### Point① 「質の高い住宅」を取得する場合は、一般住宅に比べ、より多くの贈与非課税枠を利用できる(最大1000万円)

※住宅ローン控除を利用できるのは年収が2000万円以下の方に限ります。

#### Point② 成人年齢の引き下げに伴い、2022年4月1日から受贈者の年齢は18歳から可能に

#### Point③ 贈与の基礎控除や相続時精算課税制度との併用が可能

※住宅取得等資金の贈与を受けた場合、一定要件を満たすこと

贈与者が60歳未満であっても相続時精算課税制度の選択が可能です。

#### 期限 2026年12月31日

※2024年1月から住宅ローン減税を受けるには省エネ基準に適合する必要があります。(控除率0.7%)

新築/既存等	住宅の環境性能等	借入限度額				控除期間
		2022年	2023年	2024年入居	2025年入居	
新築住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円		4,500万円		13年間 <sup>(2)</sup>
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円		
	省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円		
	省エネ基準に適合しない 「その他の住宅」 <sup>(2)</sup>	3,000万円		0円 <sup>(2)</sup>		
既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅			3,000万円		10年間
	省エネ基準に適合しない 「その他の住宅」 <sup>(2)</sup>			2,000万円		

(1)宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋。

(2)省エネ基準を満たさない住宅。2024年以降に新築の建築確認を受けた場合、住宅ローン減税の対象外。

(2023年末までに新築の建築確認を受けた住宅に2024・2025年内に入居する場合は、借入限度額2,000万円・控除期間10年間)

### 住宅取得等資金の贈与と相続時精算課税選択の特例を活用

個人から現金や不動産などの財産の贈与を受けた場合、通常は贈与税がかかります。

2026年12月31までの間に、父母または祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、一定の額まで非課税になる「住宅取得等資金の贈与と税非課税制度」があります。住宅の契約年により非課税の金額が異なりますが、2026年12月までに質の高い住宅<sup>(1)</sup>を取得した場合、非課税金額は1000万円です。

また、親世代から子世代への贈与をスムーズにする目的で作られたのが、相続時精算課税制度です。これは原則として60歳以上の父母または祖父母から、18歳以上の推定相続人である子または孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

父母または祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に限り、贈与者の年齢が60歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。これを「相続時精算課税選択の特例」と言います。この制度は、贈与を受けた額の2500万円までが非課税となります。

「住宅取得等資金の贈与と税非課税制度」と「相続時精算課税選択の特例」を組み合わせることで、最大で3500万円<sup>(2)</sup>が非課税で贈与可能になります。

#### 例

住宅取得等資金の贈与と税非課税枠



相続時精算課税選択の特例

2500万円



最大  
3500万円<sup>(2)</sup>

(1)質の高い住宅とは省エネルギー性の高い住宅、耐震性の高い住宅、バリアフリー性の高い住宅のことです。

(2)細かい条件等は国税庁のホームページや税理士へご確認ください。

### 住宅ローン減税拡充措置

住宅ローン減税制度は、住宅ローンを借り入れて住宅を取得する場合に、取得者の金利負担の軽減を図るための制度です。毎年末の住宅ローン残高又は住宅の取得対価のうちいずれか少ない方の金額の0.7%が13年間に渡り所得税の額から控除されます。所得税から控除しきれない場合には、住民税からも一部控除されます。

#### Point① 毎年の住宅ローン残高の0.7%を13年間、所得税から控除

※住宅ローン控除を利用できるのは年収が2000万円以下の方に限ります。

#### Point② 新築住宅の床面積要件が50m<sup>2</sup>から40m<sup>2</sup>へと緩和

※2024年までに建築確認をした住宅が対象で、年間の所得が1000万円以下の方に限ります。

#### Point③ 2050年カーボンニュートラルを目指すために、認定住宅等の省エネ性の条件により優遇措置が細かく設定

#### 期限

2025年12月31日

※2024年1月から住宅ローン減税を受けるには省エネ基準に適合する必要があります。(控除率0.7%)

新築/既存等	住宅の環境性能等	借入限度額				控除期間
		2022年	2023年	2024年入居	2025年入居	
新築住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円		4,500万円		13年間 <sup>(2)</sup>
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円		
	省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円		
	省エネ基準に適合しない 「その他の住宅」 <sup>(2)</sup>	3,000万円		0円 <sup>(2)</sup>		
既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅			3,000万円		10年間
	省エネ基準に適合しない 「その他の住宅」 <sup>(2)</sup>			2,000万円		

(1)宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋。

(2)省エネ基準を満たさない住宅。2024年以降に新築の建築確認を受けた場合、住宅ローン減税の対象外。

(2023年末までに新築の建築確認を受けた住宅に2024・2025年内に入居する場合は、借入限度額2,000万円・控除期間10年間)

### 住宅取得等資金の贈与と相続時精算課税選択の特例を活用

個人から現金や不動産などの財産の贈与を受けた場合、通常は贈与税がかかります。

2026年12月31までの間に、父母または祖父母から住宅取得等